

第3次
上野原市男女共同参画計画プラン
～上野原スマイルプラン～
【令和7年度～令和16年度】

令和7年3月
上野原市

ごあいさつ

本年2月、上野原市は、旧上野原町と旧秋山村の合併により誕生してから20周年を迎えました。合併からの20年間を見ましても、少子高齢化や担い手不足が急速に進み、私たちの地域や家庭に様々な影響を与えています。

そうした中、今後も持続可能な地域社会を築いていくためには、これまで求められてきた市民と行政との『協働』という枠組みを超え、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、多様性を認め合い、お互いの存在と人権を尊重し、すべての人の能力や個性を十分に発揮してまちづくりに参画いただく『総働』という枠組みがより重要になってくると考えます。

上野原市では、平成17年に第1次、平成27年に第2次の上野原市男女共同参画プランを策定し、上野原市男女共同参画推進委員会の皆様にもご協力いただきながら、私たちの目指すべき男女共同参画社会の実現に向け取り組んで参りました。そして、この度、さらなる前進のため、第3次上野原市男女共同参画プランを策定した次第であります。目指すべき将来像をより明確にし、家庭や職場、地域などで個人の能力や個性を尊重していくことは、「上野原市みらい戦略」に掲げられた基本戦略の三本柱『子育て・教育の循環』、『地域における人・仕事の循環』、『質の高い暮らしの循環』の推進にも繋がり、活力に満ちた地域社会の実現にも寄与するものと考えます。

また、「上野原市みらい戦略」の地域ビジョンである『上野原の資源の循環で、未知を価値に変えるまち』の実現のためには、男女共同参画が間違いなく欠かせぬ要素です。上野原市という地域全体の価値を最大限に引き出し、目指すべき明るい未来を創造するための一翼を、この男女共同参画プランが担うと考えておりますので、当プランの推進に皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、当プランの策定にあたりご尽力いただきました上野原市男女共同参画策定委員会の皆様に、また、アンケート調査にご協力いただきました皆様に、心より厚く御礼申し上げまして、第3次上野原市男女共同参画プラン策定にあたっての挨拶とさせていただきます。

上野原市民の『総働』で、将来に希望の持てるまちを一緒につくっていきましょう！



令和7年3月

上野原市長

村上信行

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 上野原市の男女共同参画に関する現状と課題	5
1 統計からみる男女共同参画に関する市の現状	5
(1) 人口	5
(2) 就業率	8
(3) 政策意思決定過程への女性参画状況、市職員の勤務状況	8
2 アンケート調査による市民の意識や行動	9
(1) 調査概要	9
(2) 主な調査結果	9
3 本市のこれまでの取り組み	17
4 男女共同参画に関する現状の分析と課題の抽出	18
(1) 現状の分析	18
(2) 課題の抽出	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 男女共同参画社会のイメージ	22
(1) 家庭では	22
(2) 学校では	22
(3) 職場では	22
(4) 地域や市全体では	22
3 施策展開の方向性	23
4 施策の体系	24
第4章 各種施策の推進	25
1 基本目標1 男女共同参画の意識づくり	25
(1) 「男女共同参画社会」の認知度、理解度向上と、固定的な男女観の見直し推進	25
(2) 個人・家庭における男女共同参画の意識啓発	25
(3) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	26
(4) 事業者、団体等における男女共同参画の意識啓発	26
(5) 乳幼児・学校教育の場における人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力に関する教育	27
(6) DVや各種ハラスメントに関する意識啓発	27
2 基本目標2 男女共に安心して毎日を過ごせる環境づくり	28
(1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進	28
(2) 職場・学校等における各種ハラスメント防止体制の整備推進	29
(3) 男女がともに安心して子どもをつくり、育てられる環境の整備	29
(4) 介護と仕事などを両立できる環境の整備推進	30
(5) DVや人権侵害対策の充実	31
3 基本目標3 男女共に一人ひとりが活躍する社会づくり	32

(1) 防災、まちづくり等の分野における女性の参画の推進	32
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	32
(3) 高齢男女の積極的な社会参画への支援	33
(4) 地域活動等における男女共同参画の推進	33
第5章 計画の推進	34
1 推進体制	34
2 計画の進捗状況の確認及び評価	35
資料編	36
上野原市男女共同参画推進条例	37
上野原市男女共同参画プラン策定委員会のあゆみ	44
上野原市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	44

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画」とは、男女がお互い尊重しあい、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことです。

2015 年に国連で決定された持続可能な開発目標（SDGs¹）では、ジェンダー²の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント³を図ることが目標 5 として掲げられています。

世界経済フォーラムが 2024 年に発表したグローバルジェンダーギャップ指数（世界男女格差指数）ランキングにおいて、日本は 148 カ国中 118 位と、先進国の中では最下位でした。教育・健康分野では世界トップクラスに位置する一方、政治・経済分野において日本は世界に大きく遅れをとっています。具体的には政治や企業経営において、意思決定権を持つ立場には男性が就いていることが多く、結果として女性の意見が採り入れられないことが多く発生しています。また、「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」などといった固定的性別役割分担によって、本来、各自が望まない仕事や役割を押し付けられている可能性もあります。

また、主に女性が恋人やパートナー、配偶者から暴力を受けるなどのドメスティック・バイオレンス⁴（以下「DV」という。）や、近年、凶悪な事件に発展しているストーカー行為、出産の際に嫌がらせを受けるマタニティ・ハラスメント⁵（以下「マタハラ」という。）、職場内でのセクシュアル・ハラスメント⁶（以下「セクハラ」という。）、職場の上司からの圧力などのパワー・ハラスメント⁷（以下「パワハラ」という。）などは、重大な人権侵害であり、未然に防ぐよう策を講じるとともに、起きてしまった際の被害者に対する救済・保護等の支援策も必要です。

本市では、平成 17 年 6 月に「上野原スマイルプラン」を、さらに平成 27 年 4 月に「第 2 次上野原スマイルプラン」を策定し、家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進に取り組んできました。20 年間の取り組みは一定の成果をみせていますが、依然として、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担の考えが残っています。また、市議会議員、市役所の課長職、各地

¹ SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）。2015 年に国連で採択された世界中の社会課題のゴール

² ジェンダー：「ジェンダー」とは、生物学的な性とは違い、社会的・文化的につくられている、男性と女性の役割の違いによって形成された性別

³ エンパワーメント：力や権限を与えること

⁴ ドメスティック・バイオレンス：配偶者、恋人等の間における身体的、心理的、性的、経済的等の暴力的行為

⁵ マタニティ・ハラスメント：働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること

⁶ セクシュアル・ハラスメント：性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害すること

⁷ パワー・ハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること

区の区長における女性の割合は非常に低く、男女共同参画社会が実現できているとは言い難い状況にあります。

一方、SDGs に取り上げられるなど男女共同参画社会を目指す機運が高まるなか、積極的にこの問題に取り組む自治体も増え、適切な取組を行わなければ本市の魅力が相対的に低下してしまうことも懸念されます。

このような背景をもとに、第2次上野原スマイルプランの策定から10年が経過したことを契機として、これまでの取り組みを振り返るとともに、あらためて住民の意向を把握し、施策の見直しを図り、男女に関わらず個人の能力を最大に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「第3次上野原市男女共同参画プラン ～第3次 上野原スマイルプラン～」を策定します。

なお、LGBTQ¹など、性別は多様化していますが、この計画では「男女共同参画」という言葉の便宜上、男性や女性という表現を使用します。

¹ LGBTQ+： L (Lesbian、女性として女性が好きな人)、G (Gay、男性として男性が好きな人)、B (Bisexual、男性と女性どちらも好きになる人)、T (Transgender、生まれたときに割り当てられた性とは違う性を自認している人)、Q (Questioning/Queer、自分の性のあり方が分からない、決めていない人)、+ (多様な性で、LGBTQ にカテゴライズされない人) の頭文字を取ったもの

2 計画の位置づけ

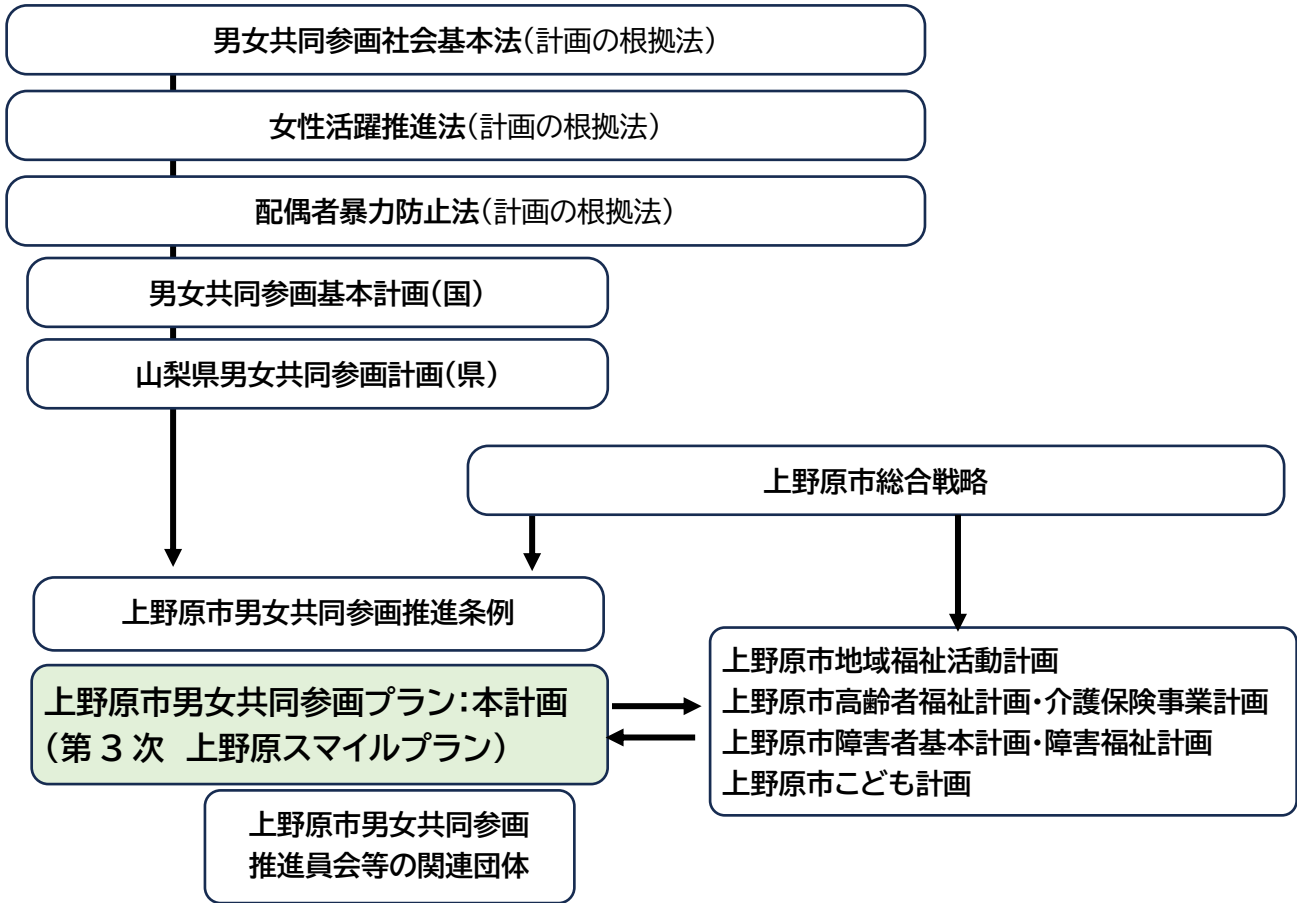
本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」を根拠法とするものです。

法律	内容
男女共同参画社会基本法 第14条 3	市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） 第6条 2	市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法） 第2条の3 第3項	市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

また、本計画は、国の第 5 次男女共同参画基本計画、山梨県男女共同参画推進条例および第 5 次山梨県男女共同参画計画も踏まえて策定しています。

さらに、本計画は上位計画となる上野原市総合戦略を勘案しているほか、上野原市男女共同参画推進条例第 11 条の「基本的な計画」に基づいて策定し、同条例の基本理念、市等の責務、基本的施策等を具体的に実行するものとしています。

図表 1 本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）とします。なお、中間年などに指標値や施策の進捗状況等を確認した上で、適宜、評価、見直しを行います。

また、各関連計画が本計画の期間中に終了するため、関連計画の見直しに伴い、本計画も適宜見直す可能性があります。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
第3期上野原市総合戦略										
第2次上野原市地域福祉計画										
本計画 （第3次上野原市男女共同参画プラン）										

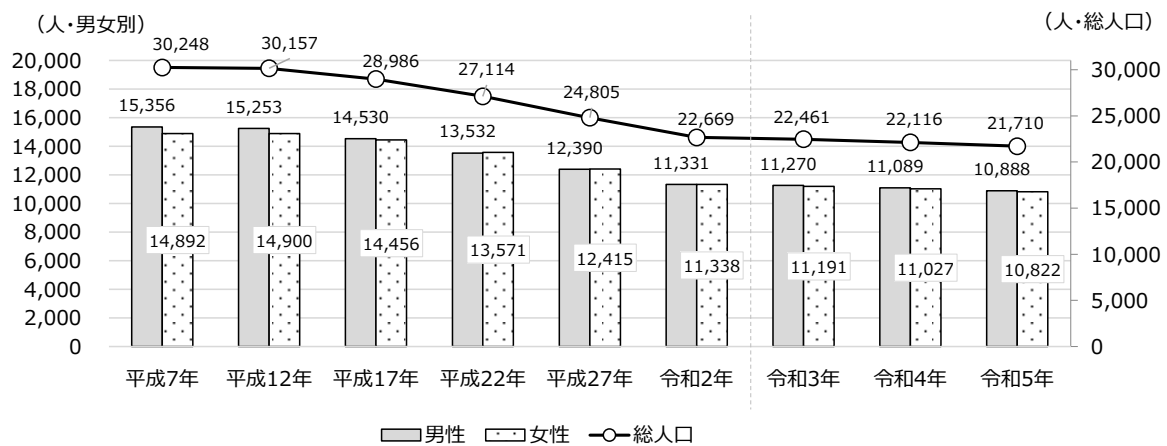
第2章 上野原市の男女共同参画に関する現状と課題

1 統計からみる男女共同参画に関する市の現状

(1)人口

本市の総人口は、平成7年の30,248人（旧上野原町27,757人、旧秋山村2,491人）から、令和5年には21,710人へと28.2%減少しています。男女別では、男性が15,356人（平成7年）から10,888人（令和5年）と4,468人減少、女性は14,892人（平成7年）から10,822人（令和5年）と4,070人減少しています。この間、65歳以上の高齢者人口は5,206人から8,469人と1.6倍に増加する一方で、0歳から14歳までの年少人口は4,902人から1,643人と66%の減少、15歳から64歳までの生産年齢人口は20,140人から11,598人と42%の減少となっています。

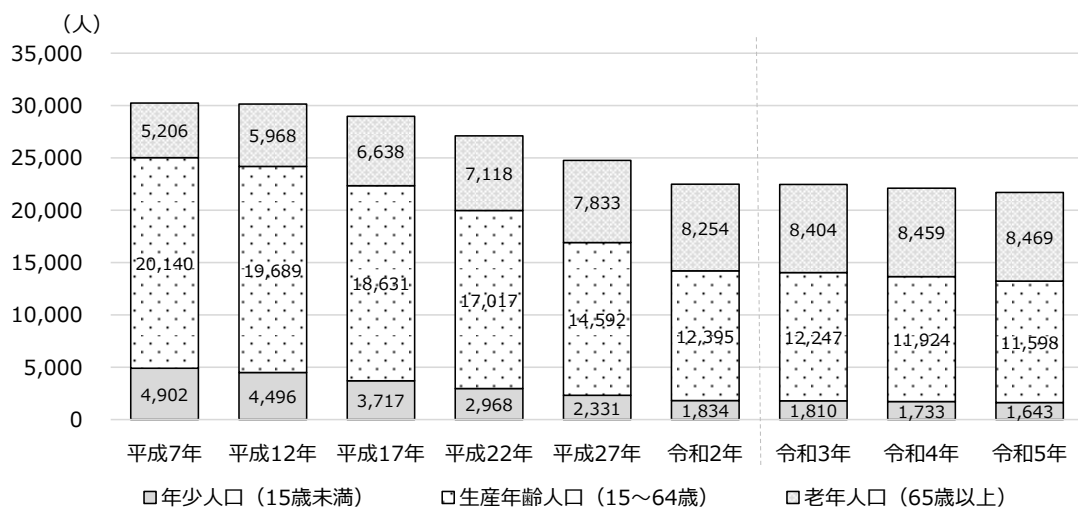
図表2 総人口と男女別にみた人口の推移



出典：令和2年までは国勢調査、令和3年からは住民基本台帳（各年10月1日現在）

※性別不詳により、総人口と男女別人口の合計が異なる場合がある

図表3 年齢3区分人口の推移

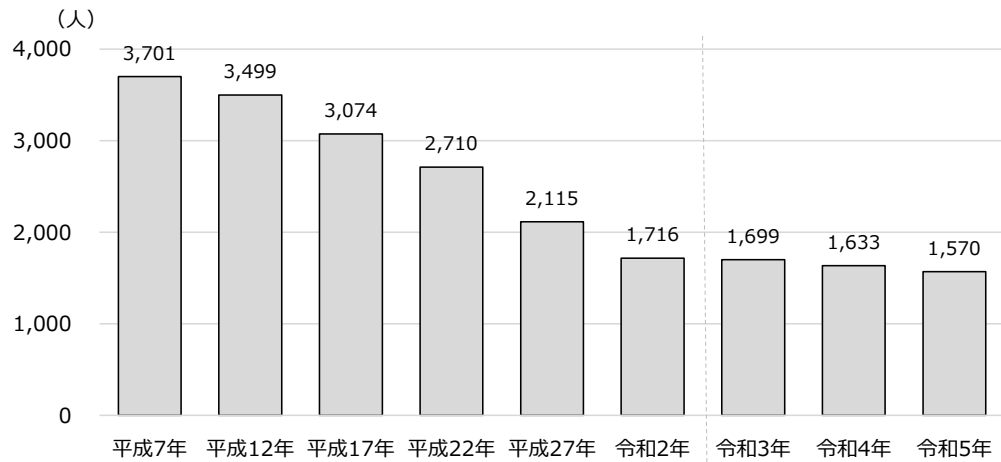


出典：令和2年までは国勢調査、令和3年からは住民基本台帳（各年10月1日現在）

出産の可能性が高まる 20 歳から 39 歳までの女性の人数に関して、平成 7 年は 3,701 人でしたが、令和 5 年には 1,570 人と 58% も減少しています。

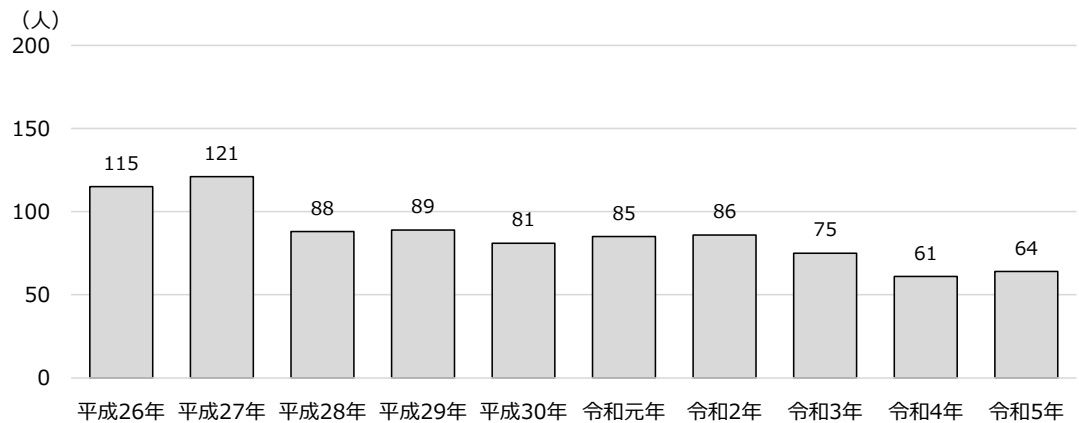
出生数も若干の増減はあるものの総じて減少傾向にあります。平成 26 年の出生数は 115 人であったのに対し、令和 5 年には 64 人まで減少しました。

図表 4 若年女性(20～39 歳)人口の推移



出典：令和 2 年までは国勢調査、令和 3 年からは住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

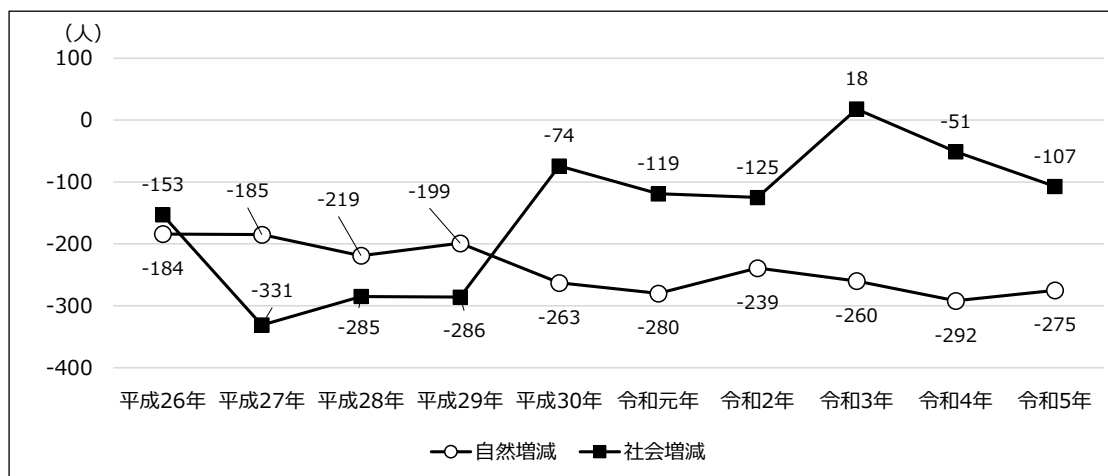
図表 5 出生数の推移



出所：市民課（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

人口動態に関して、自然増減（出生数－死亡数）は各年とも－200 人から－300 人程度のマイナスで推移しています。社会増減（転入数－転出数）は、平成 27 年から 29 年にかけて、自然増減以上にマイナスが大きくなっていましたが、平成 30 年以降はマイナス幅が減少し、令和 3 年には増加しました。直近の令和 5 年では－107 人となっています。

図表 6 人口の自然増減・社会増減の推移



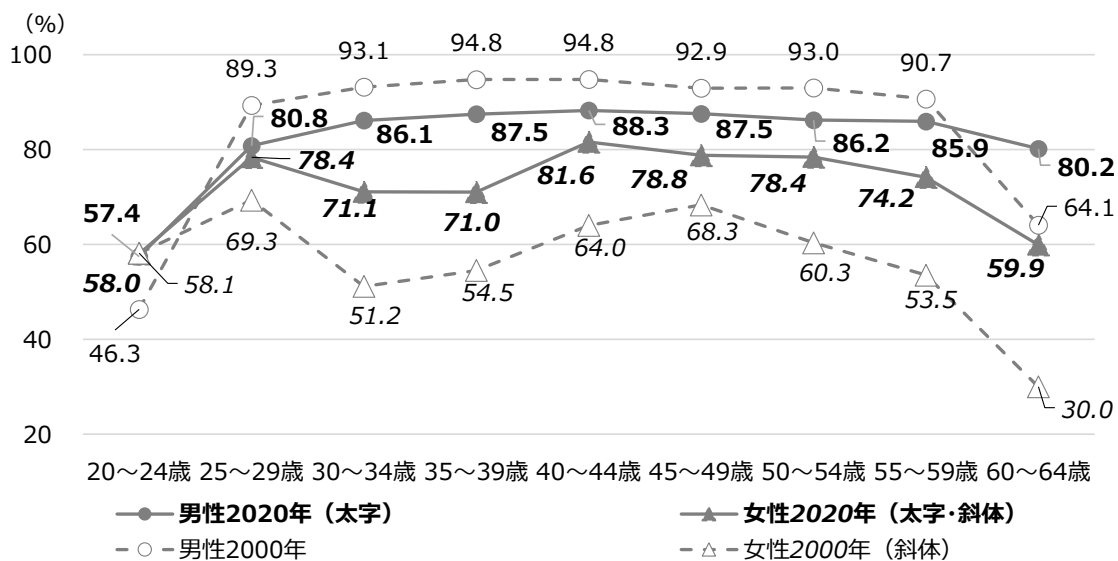
出所：市民課（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

(2) 就業率

2020 年において、25～64 歳の男性に関して、各年齢階級の就業率は 80% 台で推移しています。女性に関しては、25～29 歳の就業率は男性とほぼ同程度の 78.4% ですが、結婚・出産の時期に重なると考えられる 30 歳代で 71% 程度まで低下し、40～44 歳では 81.6% と回復しています。

2000 年と比較すると、男性では 25～59 歳の各年齢階級で、就業率が低下しています。女性では 20～24 歳を除く全ての年齢階級で就業率が大きく上昇しています。

図表 7 男女別就業率



出典：国勢調査

(3) 政策意思決定過程への女性参画状況、市職員の勤務状況

項目	状況
①区長に占める女性の割合（令和6年度）	0.9%（1人／111人中）
②民生委員・児童委員に占める女性の割合（令和6年度）	32.63%（31人／95人中）
③主任児童委員に占める女性の割合（令和6年度）	60%（3人／5人中）
④管理的地位にある市職員（市長部局）に占める女性職員の割合（令和6年度）	・課長級：5.9%（1人／17人中） ・リーダー級：23.4%（11人／47人）
⑤市職員の育児休業取得率（令和5年度）	・女性：100%（1人／1人） ・男性：0%（0人／5人）

2 アンケート調査による市民の意識や行動

(1) 調査概要

令和6年の7月から8月にかけて、本市在住の18歳以上の男女1,000人を対象として、男女共同参画に関するアンケート調査を実施しました。

回答状況は次のとおりです。

図表 8 アンケートの回答状況

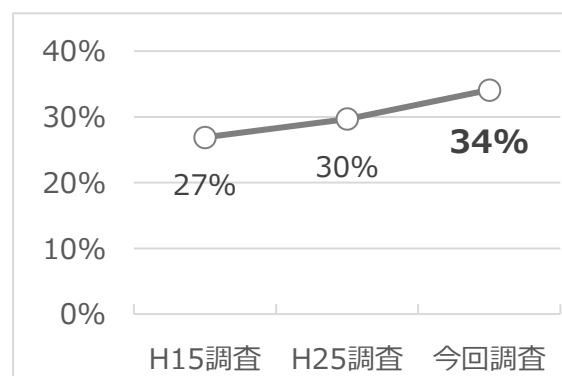
回答者年代	回答者数			
	合計	男性	女性	その他
18～29歳	72	23	48	1
30～39歳	66	26	40	0
40～49歳	66	25	41	0
50～59歳	55	18	36	1
60～69歳	62	37	25	0
70歳以上	77	36	41	0
無回答	1	1	0	0
合計	399	166	231	2

(2) 主な調査結果

① 男女共同参画などに関する意識や考え方

男女共同参画社会の認知度に関して、認知している人の割合（「どのような社会か、よく知っている」、「おおむね、どのような社会なのかは知っている」の合計）は34%となっており、上野原スマイルプラン策定時（平成15年）、第2次上野原スマイルプラン策定時（平成25年）と比較して、徐々に割合は高くなっています。ただし割合自体は3割台と決して高いとは言えません。

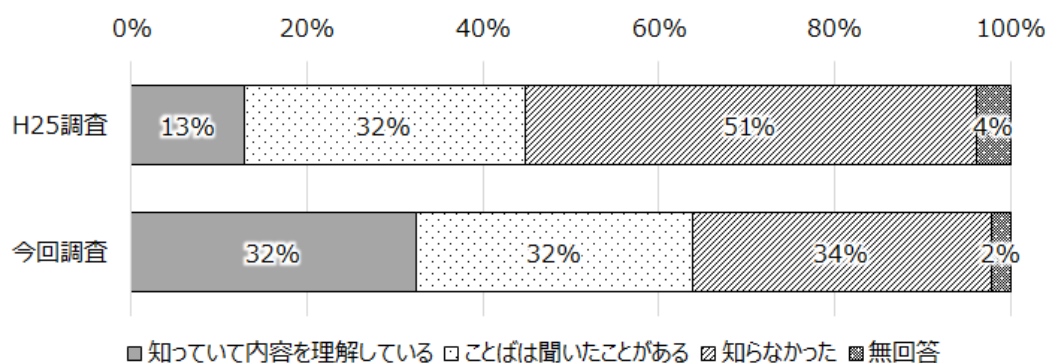
図表 9 男女共同参画社会の認知度



男女共同参画社会を実現するためには、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の確保は重要な要素と考えられますが、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度に関しては、「知っていて内容を理解している」、「ことばは聞いたことがある」、「知らなかった」がそれぞれ 1/3 程度となっています。

平成 25 年調査と比較すると、「知らなかった」が減少し、「知っていて内容を理解している」が増加している傾向が見受けられます。

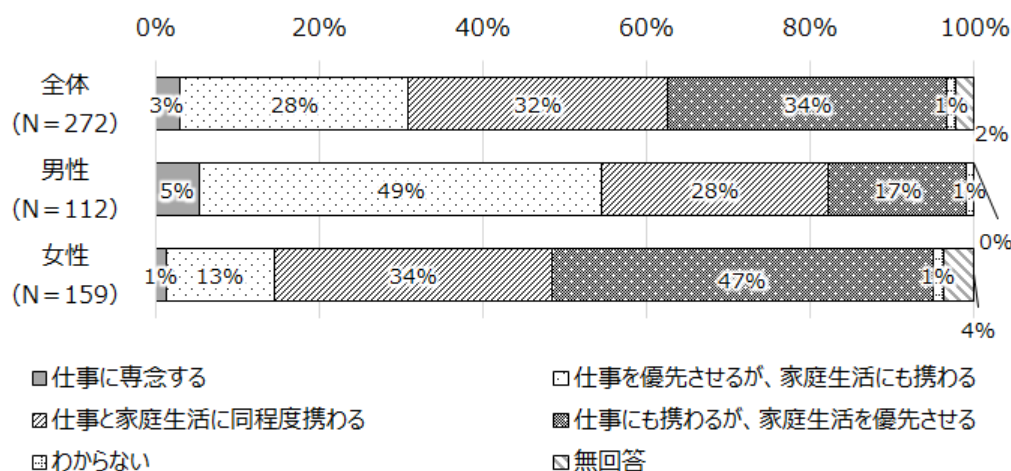
図表 10 ワーク・ライフ・バランスの認知度



さらに、働いている方に対してワーク・ライフ・バランスに対する考え方を聞いたところ、「仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動の方を優先させる」が 34%と最も多く、「仕事と家庭生活に同程度携わる」（32%）とともに、「仕事を優先させるが、家庭生活にも携わる」（28%）を上回っています。

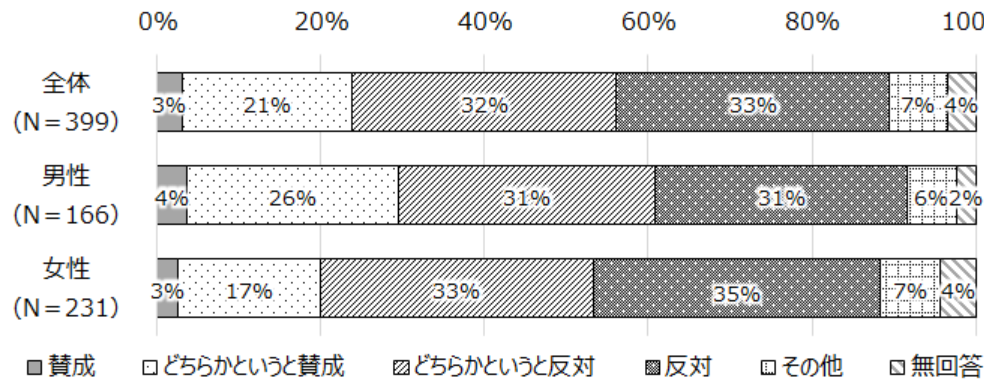
男女別にみると、男性は「仕事を優先させるが、家庭生活にも携わる」が 49%と最も多くなっています。一方、女性は「仕事にも携わるが、家庭生活を優先させる」が 47%と最も多くなっています。

図表 11 仕事と、家庭生活との関わり方の希望



さらに、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方についてどう思うか聞いたところ、「反対」が 33%、「どちらかという反対」が 32%と否定的な意見が多くなっています。

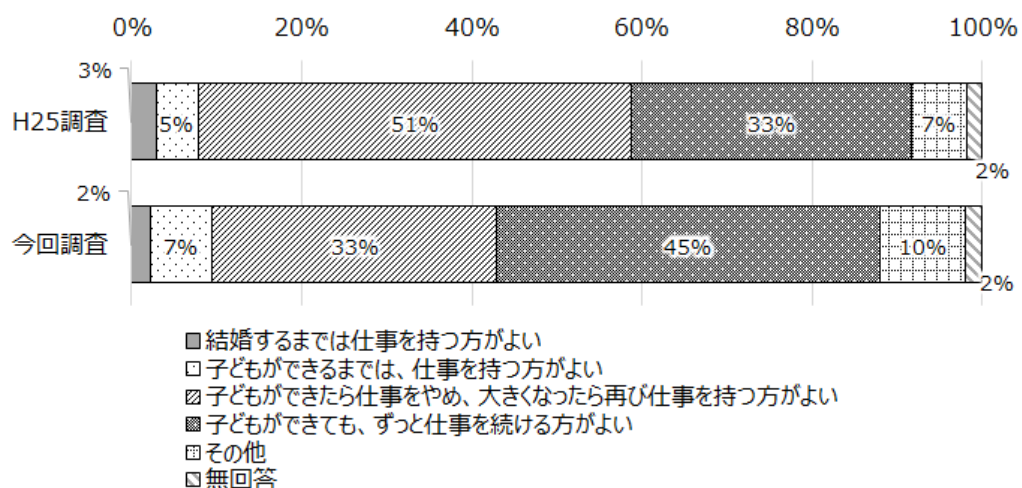
図表 12 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方に対する賛否



一般的に女性が仕事をもつことについて、どれが望ましいかは「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が 45%と最も高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」の 33%となっています。

平成25年調査と比較すると、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」の割合が減少する一方で、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が増加しています。

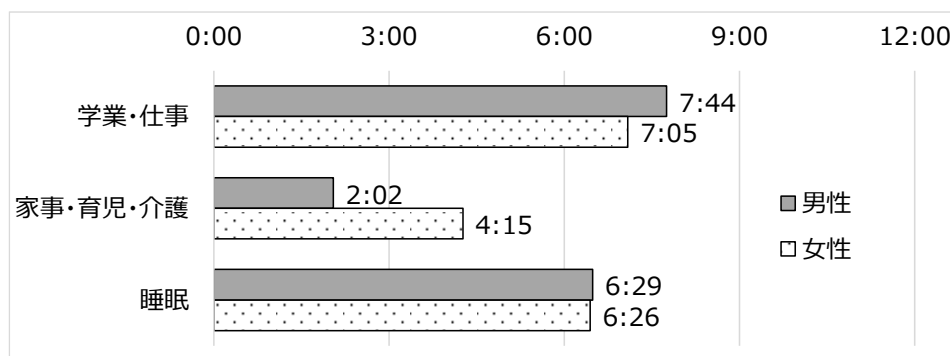
図表 13 女性が仕事をもつことに対する考え方



② 日々の生活

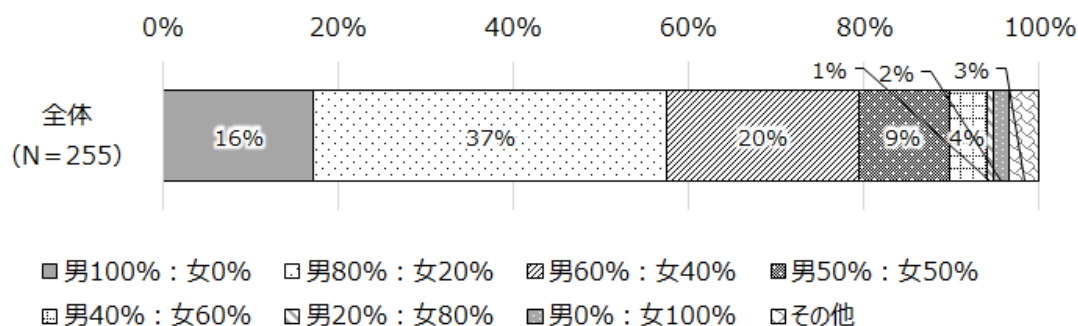
平均的な平日の時間の使い方に関して平均値をとると、「学業・仕事」は男性が7時間44分と、女性（7時間5分）よりも40分ほど多くなっています。「家事・育児・介護」に関しては、女性が4時間15分と、男性（2時間2分）よりも2時間以上多くなっています。「睡眠」に関しては、男性が6時間29分、女性が6時間26分とほぼ同程度となっています。

図表 14 平均的な平日の時間の使い方



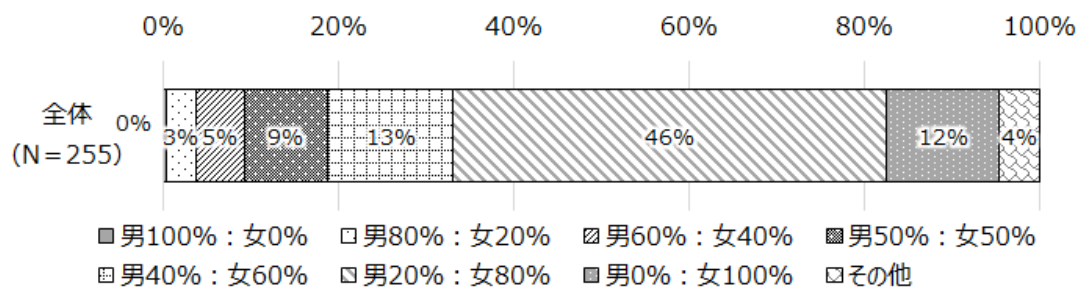
結婚している人に対して、世帯の合計年収のうち、男女の収入が占める割合を聞いたところ、「男 80%：女 20%」が 37%と最も多く、次いで「男 60%：女 40%」が 20%、「男 100%：女 0%」が 16%となっています。平均値をとると男性の収入が 72%を占めていることになります。

図表 15 世帯内収入のうち男女の収入の割合



同じく結婚している人に対して、世帯内で、家事・育児・介護などを分担する割合を聞いたところ、「男 20%：女 80%」が 46%と最も多く、次いで「男 40%：女 60%」が 13%、「男 0%：女 100%」が 12%となっています。平均値をとると女性が 72%を担っていることになります。

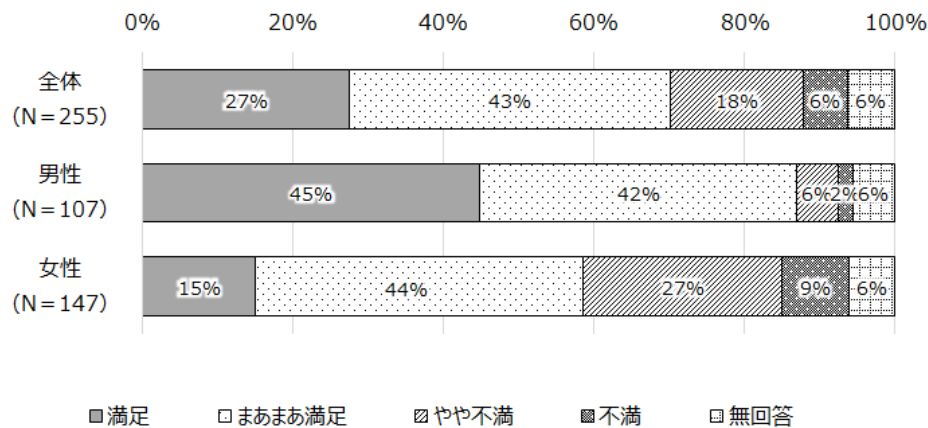
図表 16 世帯内での男女が家事・育児・介護等を分担する割合



結婚している人に対して、配偶者・パートナーとの家事・育児・介護などの分担にどの程度満足しているかを聞いたところ、「まあまあ満足」が43%と最も多く、次いで「満足」が27%、「やや不満」が18%となっています。

ただし、男女別にみると「満足」は男性の45%に対し女性は15%と低く、「やや不満」は男性の6%に対して女性は27%と高くなっています。

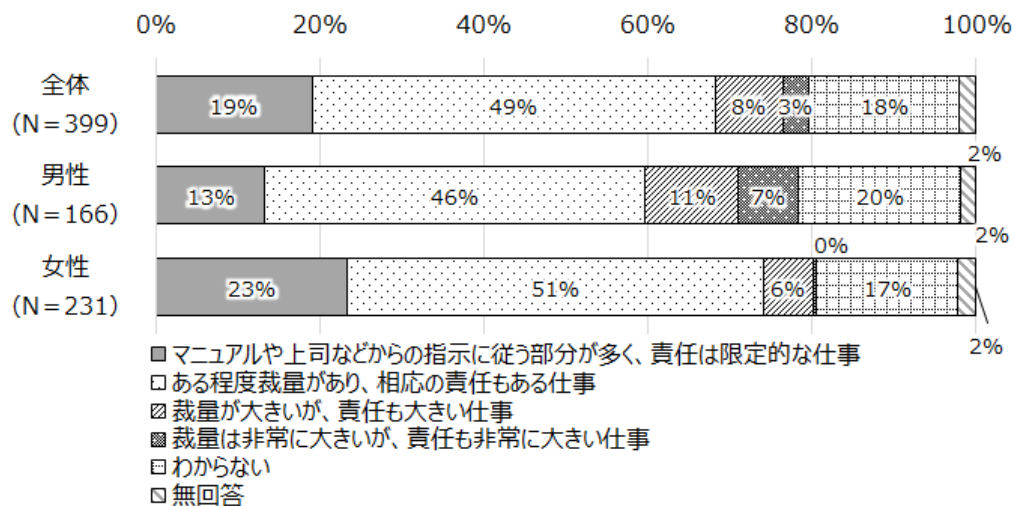
図表 17 家事・育児・介護などの分担に対する満足度



仕事に関して、どのような立場で仕事をするのが理想かを聞いたところ、「ある程度裁量があり、相応の責任もある仕事」が49%と最も高く、次いで「マニュアルや上司などからの指示に従う部分が多く、責任は限定的な仕事」が19%、「裁量が大きい責任も大きい仕事」が8%、「裁量は非常に大きい責任も非常に大きい仕事」が3%となっています。

男女別にみると、「裁量が大きい責任も大きい仕事」は男性の11%に対して女性は6%、「裁量は非常に大きい責任も非常に大きい仕事」は男性の7%に対して女性は0%と差違が見受けられます。

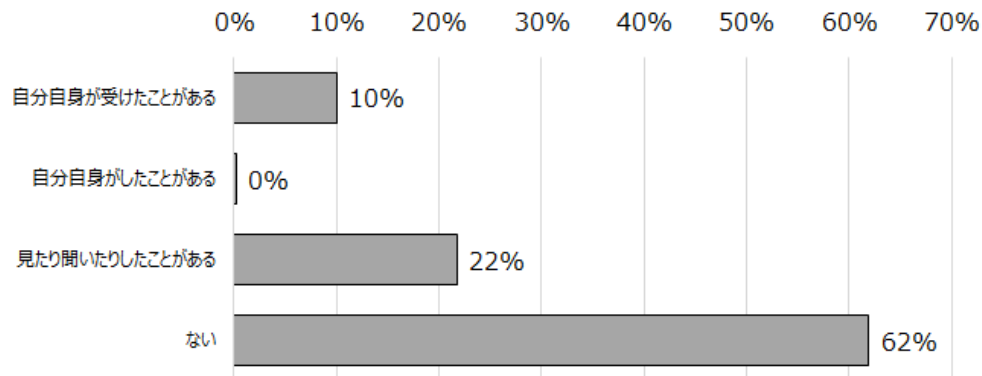
図表 18 どのような立場で仕事をしたいか



③ ハラスメント・DV

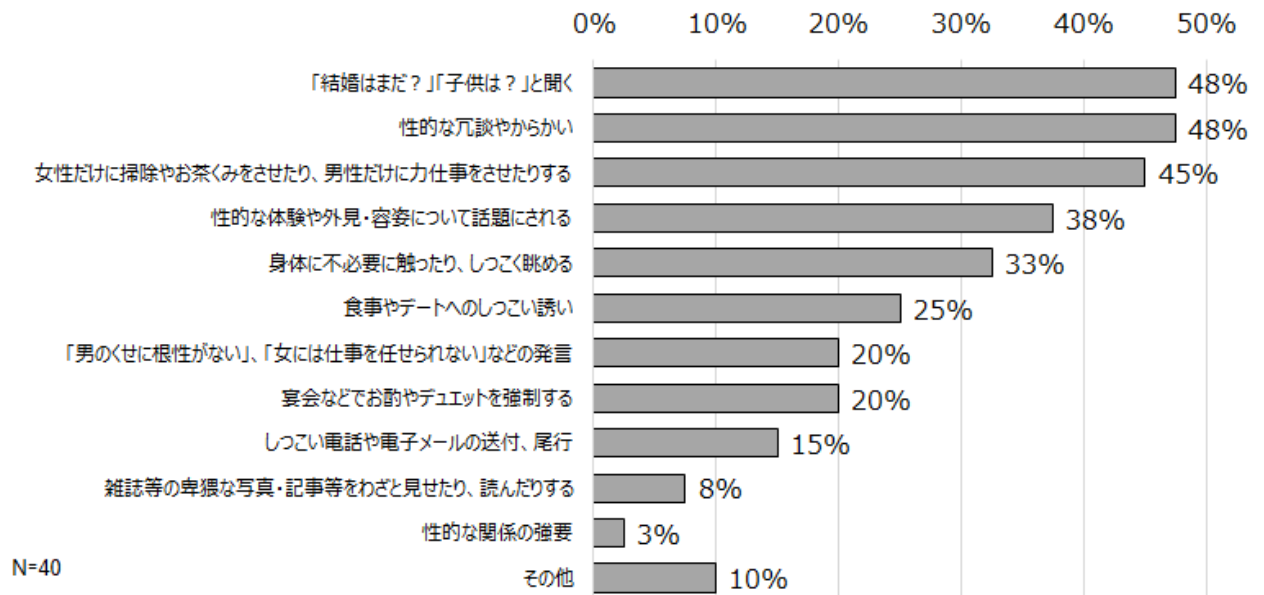
身近なところ（職場、地域、学校）に性的嫌がらせがあるかどうか聞いたところ、「自分自身が受けたことがある」は10%、「見たり聞いたりしたことがある」は22%となっています。

図表 19 ハラスメントに関する経験



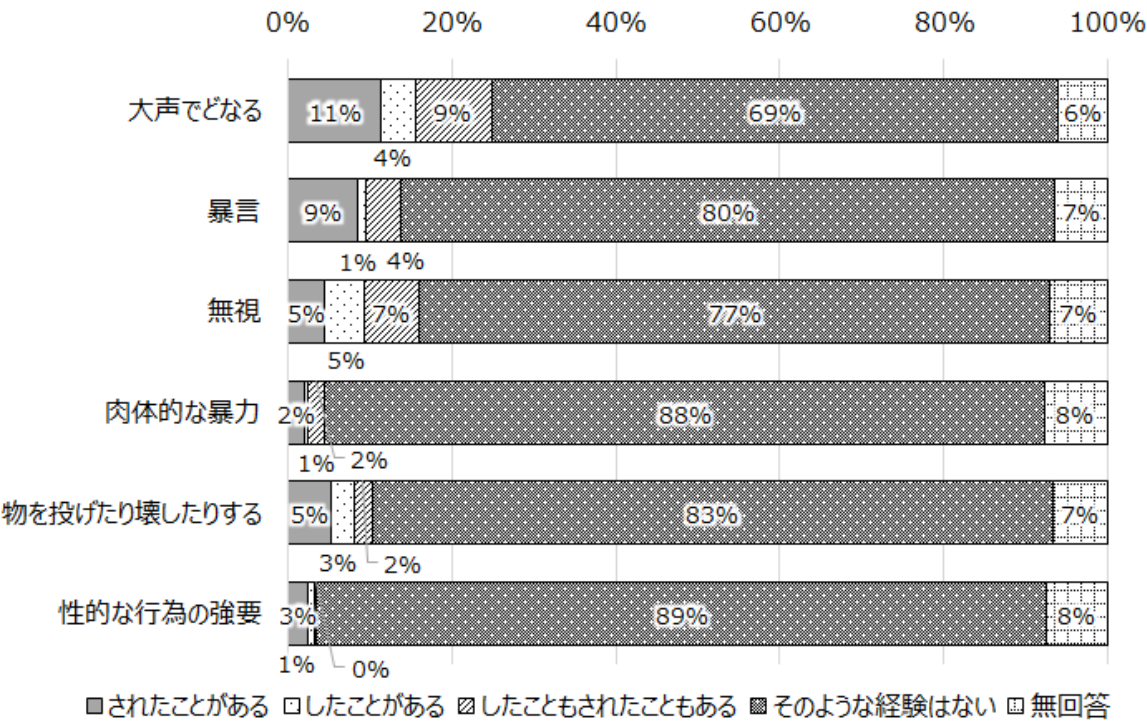
性的嫌がらせを「自分自身が受けたことがある」とした人に、その内容について聞いたところ「『結婚はまだ?』、『子供は?』と聞く」(48%)、「性的な冗談やからかい」(48%)、「女性だけに掃除やお茶くみをさせたり、男性だけに力仕事をさせたりする」(45%)などが多くなっています。

図表 20 受けたことのある性的嫌がらせの内容



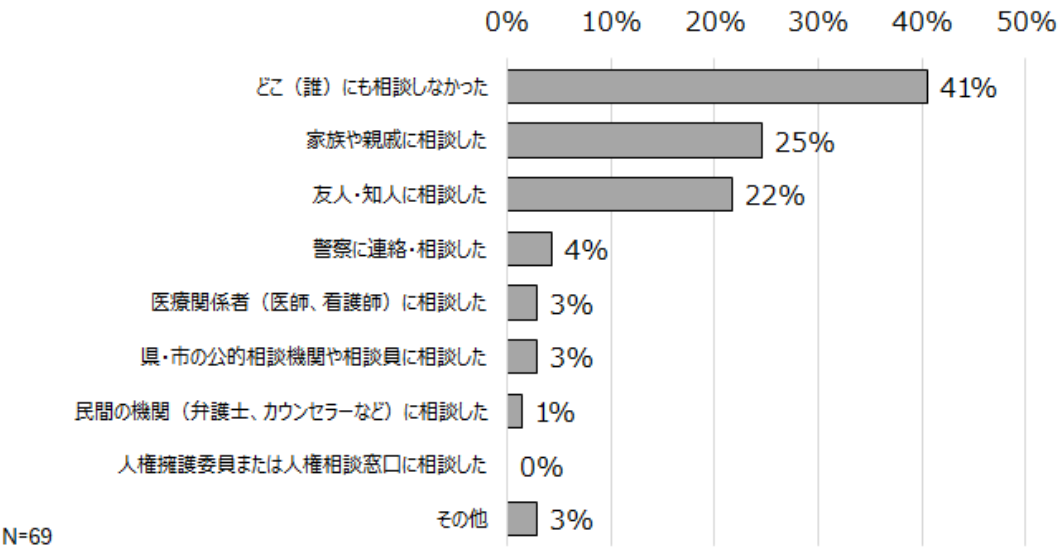
過去5年くらいにおける、男女間（夫婦・恋人）での暴力についての経験を聞いたところ、「されたことがある」という回答が最も多かったのは『大声でどなる』で11%、次いで『暴言』が9%となっています。

図表 21 男女間(夫婦・恋人)での暴力についての経験



何らかの暴力をされた経験がある人に、その後の対応を聞いたところ、「どこ（誰）にも相談しなかった」が最も多く41%となっています。次いで「家族や親戚に相談した」が25%、「友人・知人に相談した」が22%となっています。

図表 22 暴力を受けた際の対応

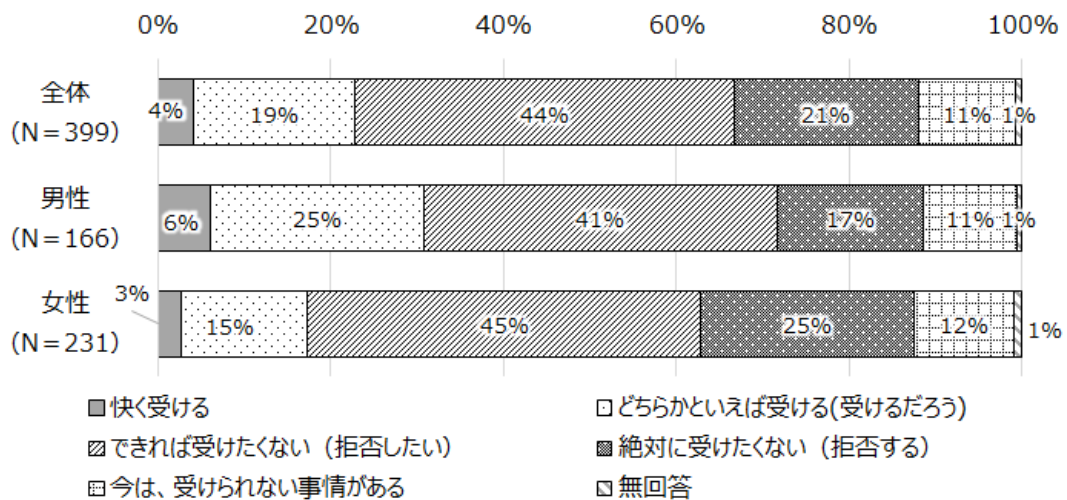


④ 市の政策や地域活動への参画

審議会等の公的役員や地区役員を受けるかどうか聞いたところ、「できれば受けたくない」が44%と最も多く、「絶対に受けたくない（拒否する）」が21%、「どちらかというと受ける（受けるだろう）」が19%となっています。

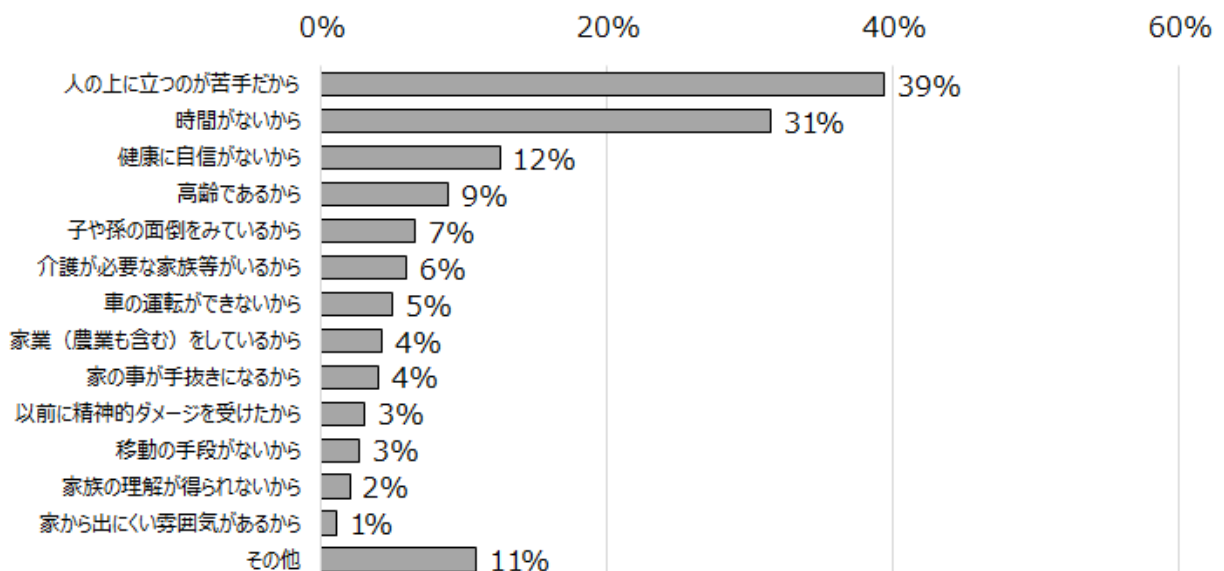
また、男女で比較すると、女性のほうが、「できれば受けたくない」、「絶対に受けたくない（拒否する）」とも多くなっています。

図表 23 審議会等の公的役員や地区役員を受けるか



上記で「できれば受けたくない」「絶対に受けたくない」「今は、受けられない事情がある」とした人に受けない理由を聞いたところ、「人の上に立つのが苦手だから」が39%と最も高く、次いで「時間がないから」が31%、「健康に自信がないから」が12%、「高齢であるから」が9%などとなっています。

図表 24 審議会等の公的役員や地区役員を受けない理由



3 本市のこれまでの取り組み

本市では、平成 17 年 6 月に「上野原スマイルプラン」を策定し、家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進に取り組んできました。その後、平成 27 年 4 月には「第 2 次上野原スマイルプラン」を策定し、各種施策を実施してきました。

また、平成 27 年 4 月には上野原市男女共同参画推進条例を制定・施行しました。

さらに、上野原市男女共同参画推進条例に基づき、市における男女共同参画社会の推進に当たり必要な事項について広く意見を求めるため、上野原市男女共同参画推進委員会（以下、「推進委員会」という）を設置しました。

推進委員会では、毎月 1 回の定例会のなかで「男女共同参画」についての学習をするほか、市の広報誌にスマイルニュースを掲載するなど、さまざまな啓発活動を行っています。

4 男女共同参画に関する現状の分析と課題の抽出

(1) 現状の分析

平成 15 年調査、平成 25 年調査と比較すると、「男女共同参画社会」の認知度は、徐々に高まっているとともに、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に反対する人や、女性の就業に関して「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と考える人が増加しています。

また、男女共同参画社会を実現するためには、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の確保は重要な要素と考えられますが、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は高まるとともに、「仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動の方を優先させる」、「仕事と家庭生活に同程度携わる」という人が増えるなど、ワーク・ライフ・バランスを実践する人も多くなっています。

このように、男女観の見直し、仕事と生活の調和に関する意識の浸透などが見受けられ、男女共同参画社会を是とする意識は、醸成されつつあると推察されます。

ただし、男女共同参画社会という用語の認知度は依然として 34%であり、十分に浸透しているとは言えない状況です。

一方で、日々の生活に関して男女の平日の時間のかけ方を見ると、仕事等にかかる時間は男性が 40 分程度長くなっていますが、家事・育児等は女性が 2 時間以上長くなっており、女性の負担が多い傾向が見受けられます。

世帯に着目すると、世帯年収の約 7 割を男性が稼ぐ一方で、家事・育児・介護等については約 7 割を女性が分担するなど、性別によって役割に違いが見られます。また、女性が仕事にかかる時間は男性とあまり違いがないにも関わらず、稼ぎには大きな差がついていることから、女性が補助的な仕事に就くケースが多いことが推察されます。

さらに、地域の区長や、市役所職員のうちリーダー的な立場で仕事をする人に関して、女性の比率が非常に少なくなっています。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について約 2/3 が反対しているにも関わらず、現状としては「男性：稼ぐ、女性：家事育児等」という性別役割分担が残っており、理想と現状のギャップが女性側の不満につながっている可能性があります。

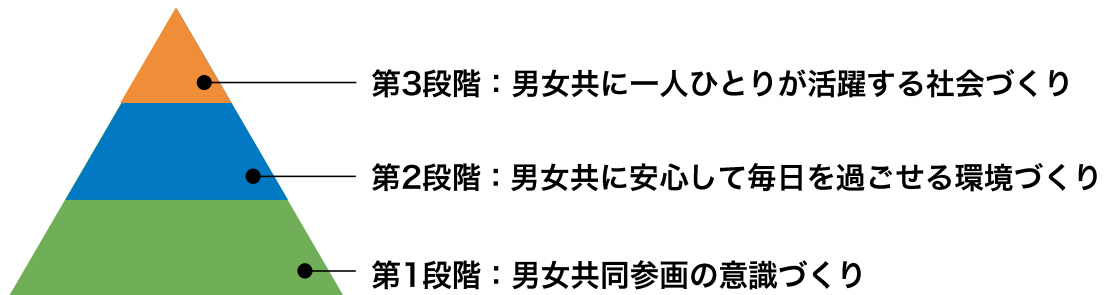
また、女性が家事・育児の主たる部分を担う結果、仕事面では「裁量が大きい責任も大きい仕事」を希望する女性は少なくなっています。現状の職場では「朝から夕方まで職場で働く」ということを求められるケースも多いと考えられますが、育児等では子どもの体調不良など突発的な事象が起きることが多く、「朝から夕方まで職場で働く」ことが難しい面があります。このため、そのような働き方を諦め、パートタイムなどの仕事に転換する女性も多いと考えられます。

審議会等の公的役員や地区役員を受けたくない理由に関しては、「人の上に立つのが苦手だから」が 39%と最も高くなっています。男女で比較すると、女性のほうが、「できれば受けたくない」、「絶対に受けたくない（拒否する）」とも多くなっています。

(2)課題の抽出

男女共同参画社会の実現までの道のりを、次図のような段階を踏んで考えてみます。

図表 25 男女共同参画社会の実現までの道のりのイメージ



まず、男女共同参画社会が目指すべきものであるという認識を持たなければ、そのような社会の実現は困難であるため、第1段階では「男女共同参画の意識づくり」が必要と考えられます。

しかし、仮に意識づくりが進んだとしても、第2段階として、男女共同参画を可能とする環境が整備されていないと、男女共同参画社会の実現は困難です。ここでの環境とは、例えば職場環境や、子育て環境などが挙げられます。一例として、現状では、決まった時間に職場に出勤し、長時間労働を行うことも必要な職場が少なくありません。そのような職場環境で働く場合、仕事をしながら出産・育児等を行うことは容易ではなく、仕事のキャリアを継続しにくくなるケースが少なくありません。キャリアの継続・蓄積が足りないと、市政や地区活動などでリーダー的な役割を務めることも難しくなると考えられるため、企業活動や地域活動といった様々な意思決定の場で、女性が前面に出にくくなると考えられます。

そこで、出産・育児・介護といった出来事に直面しながらも、柔軟な働き方を可能とする制度などを活用し、キャリアを継続できるような職場環境の整備が重要となってきます。

このように、第1段階・第2段階という土台があった上で、第3段階である「男女共に一人ひとりが活躍する」を実現することができると考えられます。

これらを踏まえて、当市の男女共同参画に関する現状を整理すると、人々の意識は変わりつつあり、「【第1段階】男女共同参画の意識づくり」は進みながらも、性別による固定的役割分担が残っている、リーダー的な立場で活躍する女性の割合が低いなど、「【第3段階】男女共に一人ひとりが活躍する社会づくり」が実現できているとは言い難い状況です。

現段階では特に、「【第2段階】男女共に安心して毎日を過ごせる環境づくり」の重要性が浮かび上がってきます。

そこで、職場において柔軟な働き方を可能とするような「働き方改革」や育児や介護の負担を軽減するようなサービスの拡充などを通じて、女性がキャリアを継続しやすくする環境整備が重要になってきます。

「働き方改革」に関しては、市内企業など事業者の取り組みに依存する部分が多いため、事業者に対して男女共同参画社会実現の意義を説き、それに協力してもらえよう働きかけることが重要と考えられます。また、セクハラ・パワハラなどの多くは職場で起きているため、ハラスメントをなくすことに関しても、事業者の協力は不可欠と考えられます。

また、「【第 1 段階】男女共同参画の意識づくり」、「【第 3 段階】男女共に一人ひとりが活躍する社会づくり」に関しても、継続的に取り組み、男女共同参画社会の実現を目指していく必要があると考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

年齢、性別、国籍を問わず、すべての人が差別や虐待、理不尽な扱いを受けずに暮らすことは、私たちに与えられた権利です。また、就職や退職、結婚、出産等によりライフステージが変化しても、個々の生活が調和とゆとりをもち、それぞれの能力が存分に発揮できる環境であることは、質の高い生活が送れるだけでなく、まちの活気にもつながります。

上野原市では、第1次男女共同参画プランとなる「上野原 スマイルプラン」の策定以降、男女共同参画社会の認識が深まるなど一定の成果をみせていますが、市民がこれまで以上に「住んでいてよかったまち」「自分の能力が発揮できるまち」となるよう、第1次、第2次プランで示された施策を継承しつつ、体制強化、整備の推進・充実に取り組みます。そして、誰もが「男女共同参画」を自分のこととして捉え、一人ひとりが地域や社会、家庭で輝くために、これまでのプランに引き続き、以下の基本理念を定めます。

あなたも主役 ～一人ひとりが生き生き輝くまち～

この基本理念は、上野原市男女共同参画推進条例に掲げる7つの基本理念に基づいて定めています。

上野原市男女共同参画推進条例 第3条 基本理念

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識及びこれに基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に、対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性についての理解を深め双方の健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関し他の者に強要されることなく自らが決定する権利を十分尊重し合い、生涯にわたる心身の健康が確保されること。
- (7) 社会のあらゆる分野から、暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

これらは、国の男女共同参画基本法および山梨県男女共同参画推進条例を勘案しています。

2 男女共同参画社会のイメージ

アンケート調査では、男女共同参画社会という用語の認知度は高まりつつあるものの、依然として低水準にあり、「男女共同参画社会とはどういう社会なのか」についてわかりやすく示すことも本計画の重要な役割と言えます。そこで、男女共同参画が実現すると、家庭や社会などどのようなようになるのかについて一例を挙げます。

(1)家庭では

- ・男女が思いやりを持ちながら、家計責任（世帯収入）とケア責任（家事・育児・介護など）を納得できる形で分担し、男の子も女の子も家族の一員として家事などに協力し、家族全員が支え合って充実した家庭生活を送れるようになります。
- ・DVなどがなく、誰もが安心して生活することができます。

(2)学校では

- ・一人ひとりが、自分らしさを発揮しながらいきいきと学校生活を送り、学べるようになります。
- ・男子だから、女子だからという固定概念にとらわれず、各自が自分の適性や意思を尊重して進路選択できるようになります。
- ・学校や保育園、幼稚園等で男女共同参画社会の視点を取り入れた教育、保育が浸透しています。

(3)職場では

- ・性別に関わらず、仕事の成果や能力が適正に評価されるようになります。
- ・性別に関わらず育児休業・休暇が取りやすく、ワークライフバランスを保って働き続けられる環境が整います。また、その結果、家事・育児・介護などが原因で、キャリアを諦める人（特に女性）が少なく、各自が自分の望むキャリアを形成しやすくなります。
- ・セクハラやパワハラがなく、誰もが安心して働ける職場が多くなります。
- ・経営層や管理職など、責任は大きいものの裁量も大きいような仕事に就く女性が増えやすくなります。

(4)地域や市全体では

- ・市議会や地域活動など、様々な意思決定の場に女性も多く参画できるようになります。
- ・住民相互が思いやりをもって助け合うようになり、地域社会の連帯感が増します。

これら（1）から（4）の結果として、

- ・いつまでも本市に住み続けたいと思う人や、U（J・I）ターンする人が増えていきます。
- ・それぞれの地域社会が機能を発揮し、市全体の活力を維持できるようになります。

3 施策展開の方向性

現状の課題において、「【第 1 段階】男女共同参画の意識づくり」、「【第 2 段階】男女共に安心して毎日を過ごせる環境づくり」、「【第 3 段階】男女共に一人ひとりが活躍する社会づくり」についてそれぞれ積極的に取り組んでいく必要があること、また、とりわけ「【第 2 段階】男女共に安心して毎日を過ごせる環境づくり」が重要であることについて整理しました。

これを踏まえ、「あなたも主役 ～一人ひとりが生き生き輝くまち～」という基本理念を実現するために、本計画では各段階に応じた下記の基本目標を設定し、施策展開を図っていくこととします。

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

基本目標 2 男女共に安心して毎日を過ごせる環境づくり

基本目標 3 男女共に一人ひとりが活躍する社会づくり

特に、当市の現状を考えると重要性の高い基本目標 2 については、積極的に新たな取り組みを行い、環境づくりに力を入れていきます。

また、当市では、デジタルの力で地方創生を下支えする考えに基づき「上野原市デジタル田園都市構想総合戦略～上野原市みらい戦略～」を策定しています。本計画の各取り組みにおいても、積極的にデジタルの力を活用していきます。

4 施策の体系

基本理念		
あなたも主役 ～一人ひとりが生き生き輝くまち～		
基本目標	施策	
1	男女共同参画の意識づくり	「男女共同参画社会」の認知度、理解度向上と、固定的な男女観の見直し推進
		個人・家庭における男女共同参画の意識啓発
		ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
		事業者、団体等における男女共同参画の意識啓発
		乳幼児・学校教育の場における人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力に関する教育
		DV や各種ハラスメントに関する意識啓発
2	男女共に安心して毎日を過ごせる環境づくり	仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進
		職場・学校等における各種ハラスメント防止体制の整備推進
		男女がともに安心して子どもをつくり、育てられる環境の整備推進
		介護と仕事などを両立できる環境の整備
		DVや人権侵害対策の充実
3	男女共に一人ひとりが活躍する社会づくり	防災、まちづくり等の分野における女性の参画の推進
		政策・方針決定過程への女性の参画の推進
		高齢男女の積極的な社会参画への支援
		地域活動等における男女共同参画の推進

第4章 各種施策の推進

1 基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

(1)「男女共同参画社会」の認知度、理解度向上と、固定的な男女観の見直し推進

【施策 1】「男女共同参画社会」の認知度、理解度を上げ、職場、家庭、地域等の場において、固定的な男女観についての見直しをすすめる

男女共同参画社会に関して、その関心および理解を深め、内容まで理解できるよう啓発活動に努めます。また、職場や家庭、地域内の一部で依然として残る男女差別的視点を改善するために啓発活動等に努めます。

(推進策の一例)

- ・男女共同参画推進委員会による啓発
- ・市広報や公式 LINE などを活用した市民へ向けた情報発信

(2)個人・家庭における男女共同参画の意識啓発

【施策 1】 家庭内において、個人を尊重し、思いやりのある環境を目指す

市民アンケートの結果より、家庭内での家事・育児等の分担に関して、女性のほうが「不満」の割合が高かったこと等を踏まえ、家庭内においても個人が尊重され、思いやりのある生活が保たれるよう啓発活動に努めます。

(推進策の一例)

- ・ライフデザインセミナー、家庭・家計設計セミナー等の開催

【施策 2】 社会教育において、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高められるよう、学習機会の提供に努める

全世代に、男女共同参画の推進、人権尊重の関心および理解が深まるよう、啓発活動や学習機会の充実に努めます。

(推進策の一例)

- ・各種講座の案内の実施
- ・市内団体・サークルの紹介

(3)ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

【施策 1】 仕事と生活の調和が企業や経済社会の活性化、個人生活の充実につながるものであることの理解を深める

ワーク・ライフ・バランスについての情報発信を行い、その認知度をさらに高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が個人生活の充実につながる事等について啓発します。

(推進策の一例)

- ・ ライフデザインセミナー、家庭・家計設計セミナー等の開催

【施策 2】 父親も母親も子育てに参加できるよう働き方の見直しを促進する

「男性は外で働き、女性は家で」といった意識を払拭し、男性の家庭における役割の重要性について啓発できるよう取り組むとともに、父親の子育て参加に関する情報発信に努めます。

(推進策の一例)

- ・ ママパパ教室での意識啓発

(4)事業者、団体等における男女共同参画の意識啓発

【施策 1】 事業者、団体等における男女共同参画の意識啓発を推進する

職場、団体内で男女の性差による待遇の違い等が起こらないよう、男女の平等に関する法令を遵守し、男女が家庭と事業活動とを両立できる環境を整えることに努めます。

(推進策の一例)

- ・ 事業者向けの男女共同参画セミナーの開催
- ・ 男女共同参画推進委員会と事業者の連携強化（事業者代表の委員会への参画など）

【施策 2】 正社員(職員)だけでなく、非正規雇用者においても、仕事と生活の調和がとれるよう働きかける

パートタイム、契約・派遣社員等の非正規雇用者が、仕事と私生活のバランスがとれるよう、事業者に対し、雇用の安定性、育児・介護休業の取得等が可能となる職場環境づくりを働きかけます。また、パートタイム労働法に基づく是正指導・支援のための制度活用等の周知を図ります。

(推進策の一例)

- ・ 事業者向けの男女共同参画セミナーの開催

(5)乳幼児・学校教育の場における人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力に関する教育

【施策 1】 乳幼児・学校教育の場において、国際的視野も踏まえた人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図る

教職員等が男女共同参画を理解し、教育の内容を充実できるよう、学校関係者、関連機関に対し、市や関連団体等による研修会の実施、資料提供等を行います。

幼少期から性別等による固定的な意識を植え付けることがないように配慮するとともに、国際的な視野を含む男女共同参画、人権尊重の意識を高めるよう、学習の機会を設ける等、教育現場で取り組みます。

(推進策の一例)

・人権に関する教育の実施

(6)DVや各種ハラスメントに関する意識啓発

【施策 1】 事業者、団体等における男女共同参画の意識啓発を推進する

DV、パワハラ、セクハラ等、各種ハラスメントについて、その内容を周知し、当該問題回避に関する情報の提供に努めます。

(推進策の一例)

・児童虐待防止推進キャンペーン・オレンジリボンに関する広報

2 基本目標 2 男女共に安心して毎日を過ごせる環境づくり

(1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備促進

【施策 1】 事業者は長時間労働の抑制を図り、男性の育児休業の取得や、介護のための両立支援制度の活用など、仕事と生活の調和に取り組む

育児休業や介護休暇等の取得促進を図るため、代替要員の確保とともに育児・介護休暇を想定した人事配置など、仕事と生活の調和が取りやすい環境整備を促進するよう、働きかけます。

また、職場環境を整備して女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を応援する山梨県の認定である「山梨えるみん」や、国の制度である「えるぼし」、「くるみん」に認定された際のメリットなどを紹介し、啓発活動に努めます。

(推進策の一例)

- ・女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境整備のための専門家の派遣
- ・「山梨えるみん」、「えるぼし」、「くるみん」認定を目指す事業者の支援
- ・市役所における働き方改革

【施策 2】 多様な働き方の実現に向けた支援を行う

子育て等をしながら働くことができるよう、テレワークや短時間勤務、フレックスタイムなど多様な制度の周知啓発を進めます。

また、子育て等で離職したことが女性のキャリア形成に障害とならないよう、再就職のための学習・能力開発や情報提供などに、山梨県の男女共同参画センター等とともに取り組みます。

さらに、多様な働き方の一つとして起業を選択できるよう、起業に向けた支援を行います。

(推進策の一例)

- ・女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境整備のための専門家の派遣
- ・起業・創業の支援

(2)職場・学校等における各種ハラスメント防止体制の整備推進

【施策 1】 家庭・職場・地域・学校等におけるパワハラ、セクハラ防止体制の整備を推進し、充実を図る

男女共同参画推進委員会等と連携し、講習会・講座等を開くとともに、県や関連機関等との連携により、防止体制の整備・充実に努め、その他必要な支援を行います。

(推進策の一例)

- ・(事業者向け) ハラスメント防止のための専門家の派遣
- ・市役所におけるハラスメント研修の実施

(3)男女がともに安心して子どもをつくり、育てられる環境の整備

【施策 1】 様々な面から子育てを支援するサービスのさらなる充実をはかる

核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化によって、子育てに周囲の手助けを求めにくくなっている傾向があります。アンケート結果によれば、男性よりも女性のほうが家事・育児等に時間を割いており、周囲からの助けが不足すると子育てする女性が育児を抱え込み、孤立化してしまう可能性があります。

そこで、様々な面から子育て世帯を支援することで、安心して子どもをつくり、育てられる環境の整備に取り組みます。

(推進策の一例)

- ・子育て・生活共助コミュニティアプリの利用促進
- ・育児相談
- ・ママパパ教室
- ・子育て支援センターにおける交流の場の創出、イベント開催

【施策 2】 保育所・認定こども園、学童保育等の教育・保育サービスのさらなる充実をはかる

両親の就業やボランティア等の社会参画の際、子育てとの両立が保たれるよう、こども計画に基づき、保育所・認定こども園、子育て支援センターおよび学童保育所等のサービス拡充を関係機関と連携し推進します。

(推進策の一例)

- ・保育サービスの拡充
(延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター)
- ・放課後児童クラブのサービス拡充

(4)介護と仕事などを両立できる環境の整備推進

【施策 1】 介護支援の促進に取り組む

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させるため地域包括ケアシステムの構築をすすめるとともに、介護保険サービスの向上を図ります。

(推進策の一例)

・介護人材確保事業（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護支援専門員の資格取得、更新に係る研修費用の補助）

【施策 2】 介護等と仕事を両立している人のネットワークづくりに努める

介護に関する相談体制の一層の充実を図ります。また、介護等と仕事を両立している人のネットワークづくりのため、市と市民、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人等とが協働・連携する仕組みを強化し、上野原市の新しい地域福祉づくりを推進します。

(推進策の一例)

・認知症カフェの開催

(5)DVや人権侵害対策の充実

【施策 1】 DV被害者の発見、通報体制の強化や相談体制の充実を図る

「上野原市児童家庭相談室」と「上野原市役所福祉保健部福祉課子育て支援担当」で行っている相談・通報窓口を継続・充実させます。また、現在も県で実施している「相談カード」（相談できる場所、電話、時間等が書かれているカード）を継続して設置し、早期相談体制に取り組むとともに、広報等で相談窓口の周知、相談後の流れなどを紹介するなど充実に努めます。

（推進策の一例）

- ・ DV に関する通報、相談窓口の設置
- ・ 山梨県女性相談所や男女共同参画推進センター、警察署等関係機関と連携した支援

【施策 2】 人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関を積極的に活用できるよう努める

人権が侵害されてしまった場合に、被害者の救済に迅速に取り組めるよう、各担当部署、関連機関の連携を強化し、必要な支援を行うように努めます。

（推進策の一例）

- ・ 人権擁護委員による特設相談
- ・ 行政相談

3 基本目標 3 男女共に一人ひとりが活躍する社会づくり

(1)防災、まちづくり等の分野における女性の参画の推進

【施策 1】 防災、災害復興、地域興し、まちづくり、観光、環境等の分野において、女性の参画を推進する

防災・災害復興等における場面において男女両者からの視点を活かして取り組めるよう、上野原市地域防災計画などに基づき推進します。

また、地域興し、まちづくり、観光、環境等の分野において、女性の視点を活かした取り組みができるよう、体制の整備に努めます。

(推進策の一例)

- ・ 上野原市地域防災リーダー養成講座の実施
- ・ 観光ボランティアガイドの募集
- ・ まちづくりに関する女性のアイデアの積極的採用

(2)政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【施策 1】 幅広い分野からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などにより、女性委員の割合を高めるよう取り組む

男女が平等に市の施策および方針の決定過程に参画できる機会を確保するために必要な改善措置を講じ、女性の登用が積極的に図れるよう、各種審議会、委員会の男女構成に配慮します。

(推進策の一例)

- ・ 審議会等への女性委員の積極的登用

(3)高齢男女の積極的な社会参画への支援

【施策 1】 高齢男女が積極的に社会参画できるよう、地域活動、ボランティア活動、就労支援等の推進を図る

上野原市社会福祉協議会の「ふれあい・いきいきサロン」、上野原市生涯学習ボランティア、山梨県生涯学習推進センターなど各関連機関と協働して、情報提供、活動の機会の確保やその他の必要な支援に努めます。また、ハローワーク、シルバー人材センター等との関係強化に取り組みます。

(推進策の一例)

- ・ シルバー人材センターによる高齢男女の就業推進
- ・ 生涯学習ボランティアバンクなど、サポーター・ボランティアの募集

(4)地域活動等における男女共同参画の推進

【施策 1】 地域活動等へ女性が参画しやすい環境をつくり、女性の参画を推進する

「地域の活動は男性」といった固定観念を払拭するための啓発活動等を行うとともに、地域で活動する人材の発掘、育成に努めます。

(推進策の一例)

- ・ 区長向け説明会時の、多様な人材活用に向けた働きかけ
- ・ 女性の場合、副区長の増員を認める制度の導入

第5章 計画の推進

1 推進体制

市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に計画し、調整し、および実施するため、市長を長とする推進体制を整備します。

市は新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画を推進します。

市は、市民、自治組織、事業者および教育に携わる者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情又は性別による差別的取扱いによる権利の侵害等に関する相談に対応するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応するよう努めます。

市は男女共同参画の推進に当たり、上野原市男女共同参画推進委員会を置き、必要な事項について広く意見を求めます。

市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめた報告書を作成し、公表します。

2 計画の進捗状況の確認及び評価

施策の方向性ごとに進捗状況を確認するための指標を設定し、その指標値をモニタリングすることで計画の評価を行います。

また、あわせて数値的な目標を設定し、目標の達成を目指します。

基本目標	進捗を確認するための指標	データ 収集方法	現況値	目標値 (計画終了時点)
【基本目標1】 男女共同参画の 意識づくり	男女共同参画社会の認知度	市民アンケート	34% (令和6年度)	40%
	「夫は外で働き妻は家庭を支える」という考えに反対の人の割合	市民アンケート	65% (令和6年度)	75%
【基本目標2】 男女共に安心して 毎日を過ごせる 環境づくり	市役所における男性職員の 育児休業取得率(※1)	市調査	0% (令和5年度)	85%
	えるぼし認定もしくはくる みん認定を受けた市内企業 数	厚生労働省 ホームページ	1社 (令和6年末時 点)	3社
	山梨えるみん認定を受けた 市内企業数	山梨県ホー ムページ	0社(令和6年 末時点)	5社
【基本目標3】 男女共に 一人ひとりが 活躍する 社会づくり	各種委員(※2)に占める 女性割合	市調査	17.9% (令和6年度)	40%
	区長に占める女性割合	市調査	0.9% (令和6年度)	10%
	市役所におけるリーダー級 にある職員に占める女性割 合	市調査	23.4% (令和6年度)	26%

※1 2週間以上の育児休業が対象

※2 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等

資料編

上野原市男女共同参画推進条例

平成 27 年 3 月 30 日

条例第 7 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止（第 9 条・第 10 条）

第 3 章 基本的施策（第 11 条—第 26 条）

第 4 章 男女共同参画計画策定委員会（第 27 条）

第 5 章 男女共同参画推進委員会（第 28 条）

第 6 章 雑則（第 29 条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法が全ての人に保障する権利であり、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

上野原市においても様々な取組を進めてきたところであるが、真の男女平等の達成には、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが必要である。

このような認識に立ち、私たち上野原市民は、行政と協力して男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定め、男女共同参画への取組を通じた男女平等社会の実現を目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) 市民 住民登録の有無にかかわらず市内に居住する者、市内に勤務する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 自治組織 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体その他市民が地域活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 営利又は非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において、家庭教育、学校教育、社会教育、保育等その他のあらゆる教育に携わる者をいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の間における身体的、心理的、性的、経済的等の暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識及びこれに基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、職場、地域、学校その他のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に、対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、互いの性についての理解を深め双方の健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関し他の者に強要されことなく自らが決定する権利を十分尊重し合い、生涯にわたる心身の健康が確保されること。
- (7) 社会のあらゆる分野から、暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、必要な財政上の措置及び推進体制の整備に努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進について、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の関心及び理解が深まるよう必要な啓発活動及び学習機会の充実に努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関する職員の資質の向上及び人材育成を図るため、職員研修等を実施しなければならない。
- 5 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者のほか、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら男女共同参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、社会のあらゆる分野において、男女の役割を固定化させている従来の慣行を改め、自立した個人として対等な関係で共に社会を形成していけるよう努めるものとする。
- 3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治組織の責務)

第6条 自治組織は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等、男女共同参画を推進するに当たり弊害となる要因を取り除くよう努めるものとする。

- 2 自治組織は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 自治組織における役職の構成に当たっては、性別を理由に異なった取扱いをしないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、事業活動において、男女の平等に関する法令を遵守し、男女が家庭と事業活動とを両立できる環境を整えることに努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性別等による固定的な意識を植え付けることがないよう配慮し、男女の平等について理解を深める教育等を行うよう努めるものとする。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の権利侵害をしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

- 第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

- 第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、上野原市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第12条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(積極的改善措置)

- 第13条 市長は、各種行政委員又は審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、男女が平等に市の施策及び方針の決定の過程に参画できる機会を確保するために必要な積極的改善措置を講じ、男女の委員の構成に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

- 第14条 市は、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者が行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組を支援するため、情報の提供、活動機会の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)

- 第15条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活その他社会における活動とを両立することができるための必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子育て及び介護に対する支援)

- 第16条 市は、家族を構成する者が性別により役割を固定することなく子育て及び介護を積極的に行うことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(事業者への支援)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の発生が事業活動に対する障害となるおそれがあることを考慮し、当該問題の回避に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(自営業者への支援)

第18条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業者の男女共同参画を推進するため、これらに従事する者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第19条 市は、男女共同参画の推進について、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(男女平等に関する教育の推進)

第20条 子の親又はその家族は、基本理念にのっとり、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 教育に携わる者は、性別による差別のない教育に努めるものとする。

3 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の分野において男女共同参画の視点が盛り込まれるよう啓発その他の支援を行うものとする。

(国際的協調のための措置)

第21条 市は、男女共同参画の推進に関し国際的な相互協力を円滑に図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制)

第22条 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に計画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(新たな取組を必要とする分野の推進)

第23条 市は、新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災、災害復興、地域興し、まちづくり、観光及び環境の各分野をいう。）における男女共同参画を推進するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第24条 市は、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情又は性別による差別的取扱いによる権利の侵害等に関する相談に対応するため、相談窓口を設置し、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、上野原市男女共同参画推進委員会に意見を求めることができる。

(調査研究)

第25条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認める場合は、市民、自治組織、事業者及び教育に携わる者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(年次報告及び公表)

第26条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめた報告書を作成し、公表するものとする。

第4章 男女共同参画計画策定委員会

(男女共同参画計画策定委員会)

第27条 第11条に規定する基本計画を策定するに当たり必要な事項について広く意見を求めるため、上野原市男女共同参画計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項

3 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、識見を有するもの、関係団体の代表、一般住民及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

5 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から基本計画の策定完了までの期間とする。

6 策定委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(令5条例27・追加)

第5章 男女共同参画推進委員会

(令5条例27・旧第4章繰下)

(男女共同参画推進委員会)

第28条 市における男女共同参画社会の推進に当たり必要な事項について広く意見を求めるため、上野原市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 基本計画の推進に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に関すること。

(3) その他男女共同参画に関連する施策に関すること。

3 推進委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、識見を有するもの、関係団体の代表、一般住民及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(令5条例27・旧第27条繰下・一部改正)

第6章 雑則

(令5条例27・旧第5章繰下)

(その他)

第29条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令5条例27・旧第28条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている上野原市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱（平成25年上野原市告示第15号）に規定する男女共同参画プラン（上野原スマイルプラン）は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則（令和5年12月25日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の上野原市男女共同参画推進条例第27条第4項の規定により委嘱又は任命する委員の選考その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。

上野原市男女共同参画プラン策定委員会のあゆみ

	開催日	内容	場所
第1回	令和6年5月30日	策定委員委嘱式および第1回審議会 (正副委員長選出、今後の進め方の確認)	上野原市役所1階展示室3
第2回	令和6年6月26日	アンケート設問に関する審議	上野原市役所2階庁議室
第3回	令和6年9月27日	アンケート調査結果の結果報告 基本理念、基本目標、施策等の概要審議	上野原市役所2階会議室
第4回	令和6年12月17日	素案審議	上野原市役所2階庁議室
第5回	令和7年1月29日	素案審議	上野原市役所2階庁議室
第6回	令和7年3月19日	最終審議、市長へ報告	上野原市役所2階庁議室

上野原市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

No.	氏名	役職	地区	備考
1	加藤 重義	委員長	秋山	公募
2	前野 和泉	副委員長	上野原	公募
3	川田 好博	委員	巖	公募
4	長屋 勲	委員	巖	公募
5	古屋 久	委員	大鶴	公募
6	小野 充子	委員	上野原	商工会推薦
7	戸田 和樹	委員	甲東	青年会議所推薦
8	小早川 浩	委員	上野原	区長会推薦
9	久田 真弘	委員		政策秘書課 政策担当
10	田中 京子	委員		子育て保健課 子ども家庭担当
11	佐藤 季々来	委員		学校教育課 教育総務担当